

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【公表番号】特表2010-538558(P2010-538558A)

【公表日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2010-049

【出願番号】特願2010-523463(P2010-523463)

【国際特許分類】

H 04 M 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

平板状の2つのPTCサーミスタ素子(1)を有し、

前記PTCサーミスタ素子(1)は、共通の筐体(2)に配置され、

前記筐体(2)は、それぞれ、2つの対向する側面に開口(3)を有し、

前記開口(3)の大きさは、前記PTCサーミスタ素子(1)の寸法と一致し、当該PTCサーミスタ素子(1)は、当該開口(3)を介して、前記筐体に挿入され得、当該筐体(2)に固定され、

2つの前記PTCサーミスタ素子(1)は、前記筐体(2)内で互いに電気的に絶縁されており、

前記PTCサーミスタ素子(1)は、それぞれ、少なくとも2つの、当該PTCサーミスタ素子(1)を前記筐体(2)に固定するための接続ワイヤ(4)を備える、

ことを特徴とする、電気的保安器。

【請求項2】

前記筐体(2)は一体形成である、請求項1に記載の保安器。

【請求項3】

前記筐体(2)はプラスチック製である、請求項1または2に記載の保安器。

【請求項4】

前記筐体(2)の外寸法は、前記PTCサーミスタ素子(1)の寸法を、数ミリメートルしか超えない、請求項1から3のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項5】

前記PTCサーミスタ素子(1)は、2つの対向するベース面上の接続ワイヤ(4)と回路をつないでいる、請求項1から4のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項6】

前記PTCサーミスタ素子(1)は、それぞれ、その端面(11)と平行に、当該端面と対向するその端面(11)上に配置されている2つの接続ワイヤ(4)を有し、当該接続ワイヤ(4)は、互いの間で90°の角度をなすよう調節して配置されている、請求項1から5のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項7】

前記接続ワイヤ(4)は、その中央区域(41)で135°の角度をなし、前記PTC

サーミスタ素子（1）の末端表面（11）とは平行である、請求項1から6のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項8】

前記PTCサーミスタ素子（1）の前記接続ワイヤ（4）は、その末端（42）で90°に曲げられている、請求項1から7のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項9】

90°に曲げられている接続ワイヤ（4）の末端（42）は、前記PTCサーミスタ素子（1）を前記筐体（2）に固定するために使用される、請求項1から8のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項10】

前記PTCサーミスタ素子の前記接続ワイヤを保持するために、前記筐体（2）は、その下面（21）に複数の切り欠き（5）を有する、請求項1から9のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項11】

前記PTCサーミスタ素子（1）は、前記筐体（2）の前記開口（3）に、締め付けによって、取り付けられている、請求項1から10のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項12】

前記筐体の前記開口（3）は締め付け用リブ（6）を有する、請求項1から11のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項13】

前記筐体（2）の前記開口（3）は、その外端区域に円錐形の留め具を有する、請求項1から12のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項14】

前記PTCサーミスタ素子（1）は、四角形のベース面を有する、請求項1から13のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項15】

前記PTCサーミスタ素子（1）は、円形のベース面を有する、請求項1から13のいずれか1項に記載の保安器。

【請求項16】

通信機器での使用に適している、請求項1から15のいずれか1項に記載の保安器。